

令和6年度 医務業務課所管 医療機関に対する補助事業一覧

補助金名	事業名	目的	実施主体	事業内容	補助基準額	対象経費	補助率	調整率
医療施設等施設整備費補助金	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。	都道府県、市町村等、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認められる者	(1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む) (2) 自動火災報知整備 ※交付対象は、平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令等により新たにスプリンクラー等の整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務が生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設がスプリンクラー等の整備を行うものに対して交付する。	当該施設の対象面積に次に悪化ゲル基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は、(1)(2)に限り1施設あたり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 23千円/㎡ (2) 水道連結型スプリンクラー 22千円/㎡ (3) パッケージ型自動消火設備 27千円/㎡ (4) 消防法施行令第32条適用設備 26千円/㎡	スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む) 整備のために必要な工事費又は工事請負費	1/2	
					自動火災報知設備を新設する場合 1施設あたり1,222千円	自動火災報知設備整備のために必要奈工事費又は工事請負費	定額	
医療施設施設整備費補助金	院内感染対策施設整備事業	MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシー保護すると共に、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は医療法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者とする。 (ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業供養道組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)	次の条件に該当する医療機関における院内感染者のための個室整備であること。 (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。 (2) 個室整備に必要な設備 (専用のバス、トイレ等) を設けること。	1室あたり15,724千円とし、空調設備 (空気清浄度クラス1万以上) を整備する場合は35,787千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	1/3	
医療施設等施設整備費補助金	医療施設ブロック塀改修等整備事業	病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要な経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。	病院の開設者とする	倒壊の危険性があるブロック塀の改修等を行うものとする。	対象の長さ1m当たり基準単価93千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な奈工事費又は工事請負費	1/3	
医療施設等設備整備費補助金	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は医療法第8条の規定に基づき届出をした診療所とする。	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。 ※簡易自家発電装置等は、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、医療機関が患者に簡易自家発電装置を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう医療機関側から患者側に十分説明を行うこと。 ※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。	1台あたり212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	1/2	

補助金名	事業名	目的	実施主体	事業内容	補助基準額	対象経費	補助率	調整率
医療提供体制施設整備交付金	医療施設土砂災害防止施設整備事業	医療施設の補強等を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。	平成10年度に建設省により実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に所在する医療施設の開設者とする。（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）	補助対象医療施設に対して行う次に掲げる整備とする。 ア 外壁の補強 イ 防護壁の設置 ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所あたり 40,485千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	0.33	
医療提供体制施設整備交付金	医療施設浸水対策事業	医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。	①国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。 2救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地診療所、周産期母子医療センター小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療視線病院及び特定機能病院の開設者とする。（ただし、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会議場協会を除くものとする。）	1 止水板等の設置 建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）を設置するものとする。 2 医療用設備の移設 水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水死より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る）を移設するものとする。 3 電気設備の移設 想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）を移設するものとする。 4 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置 建物への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。	1 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関あたり49,130千円 2 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関あたり38,769千円 3 止水板の設置が必要と認められるもの 1 医療機関あたり466千円円 4 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関あたり26,894千円	移設又は設置に必要な工事費又は工事請負費	0.33	

補助金名	事業名	目的	実施主体	事業内容	補助基準額	対象経費	補助率	調整率
医療提供体制施設整備交付金	医療施設耐震整備事業	医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。	<p>1 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農胸共同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。</p> <p>2 構造耐震指標であるIs値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）</p> <p>3 構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有するものの開設者（ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）</p>	補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。	<p>1 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×51,300円</p> <p>2 (1) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く。） 基準面積 2,300㎡×243,800円</p>	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	0.5	<p>既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合</p> <p>1 10 5%以上 調整率 0.95 2 10 5%未満 調整率 1.00</p>
医療提供体制施設整備交付金	アスベスト除去等整備事業	アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進することを目的とする。	アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者（ただし、普通地方公共団体、特別地方公共団体、一般地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。）	アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去等の措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアスベスト等を含有する廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。	1㎡あたり54,100円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	0.33	

補助金名	事業名	目的	実施主体	事業内容	補助基準額	対象経費	補助率	調整率
医療提供体制施設整備交付金	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。	<p>①救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院、医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院の開設者とする。（ただし、地方公共団地ア及び地方独立行政法人を除く。）</p> <p>②国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限るものとする。）の開設者とする。</p> <p>③病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病衣音、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする。（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業共同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。）</p>	<p>①非常用自家発電設備 非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギー野活用等により蓄電機能を有するものに限る）を整備するものとする。</p> <p>②給水設備 給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）を整備するものとする。</p>	<p>1 非常用自家発電設備 1 医療機関あたり174,094千円</p> <p>2 受水槽 1 医療機関あたり160,434千円</p> <p>3 給水設備 1 医療機関あたり75,443千円</p> <p>4 燃料タンク 1 医療機関あたり34,791千円</p>	<p>①非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>②受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>③給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>④非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>	0.33	

補助金名	事業名	目的	実施主体	事業内容	補助基準額	対象経費	補助率	調整率
医療提供体制推進事業費補助金	院内感染対策設備整備事業	病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする。(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)	<p>次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。</p> <p>(1) 次に掲げるア～ケのうち、いずれかに該当する病院であること。</p> <p>ア 「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院</p> <p>(ア) 病院群輪番制に参加している病院</p> <p>(イ) 共同利用型病院</p> <p>(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院</p> <p>イ 「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設</p> <p>ウ 「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院</p> <p>エ 院内感染対策事業実施要綱に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院</p> <p>オ 「医療施設近代化設備整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院</p> <p>カ 「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設</p> <p>キ 「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院</p> <p>(ア) 小児医療施設</p> <p>(イ) 周産期医療施設</p> <p>ク 「がん診療連携拠点病院等の整備について」の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき厚生労働大臣が指定した病院</p> <p>ケ リハビリテーションを行う病院</p> <p>(2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。</p>	<p>病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合1か所あたり</p> <p>(1) 50床未満 1,066千円</p> <p>(2) 50床以上100床未満 1,386千円</p> <p>(3) 100床以上200床未満 2,243千円</p> <p>(4) 200床以上300床未満 3,416千円</p> <p>(5) 300床以上 4,590千円</p>	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	1/3	
医療提供体制推進事業費補助金	アスベスト除去等整備促進事業	各病院におけるアスベスト含有保温材等(アスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有する保温材、対価被覆材又は断熱材をいう。)の使用状況等の調査に要する経費を補助することにより、当該調査の実施を促進し、アスベスト等の除去等の措置を推進することを目的とする。	アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所を有する病院の開設者	アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所について、建築物石綿含有建材調査者等によるアスベスト含有保温材等の使用状況等の調査を行うものとする。	1棟あたり250千円	病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費	定額	